

令和6年3月25日

お客さま各位

中栄信用金庫

カードローン「しんきんきゃつする」、「しんきんシルバーきゃつする」契約規定等改定のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、信金ギャランティ株式会社保証付商品である、なかしんカードローン「しんきんきゃつする・しんきんシルバーきゃつする」の契約規定等を改定いたします。

なお、本改定は、改定前からご契約をいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

#### 記

##### 1. 改定を行う契約規定等

- (1) カードローン契約規定
- (2) 保証委託約款

改定内容は次頁以降の新旧対照表をご参照ください。

##### 2. 主な改定事項

相続の開始による期限前の全額返済義務条項の削除

##### 3. 改定日

令和6年3月25日

以上

(1) カードローン契約規定新旧対照表

旧	新
<p>(新規貸越の停止)</p> <p>第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。</p> <p>①この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>②借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。</p> <p>③借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。</p> <p><u>④追加</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>(期限前の全額返済義務)</p> <p>第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>①保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>②支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p><u>⑥借主に相続の開始があったとき。</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p>	<p>(新規貸越の停止)</p> <p>第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。</p> <p>①この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>②借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。</p> <p>③借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。</p> <p><u>④借主が死亡したとき</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>(期限前の全額返済義務)</p> <p>第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>①保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>②支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p><u>⑥削除</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p>

(2) 保証委託約款新旧対照表

旧	新
<p>(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>①金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p><u>④相続の開始があったとき。</u></p> <p>⑤弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑥住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑦原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑧その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>①金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>②保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p><u>④削除</u></p> <p>④弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑥原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑦その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2. (省略)</p>